

横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱

制 定 平成 18 年 3 月 7 日 福子放第 10307 号（市長決裁）

最近改正 平成 23 年 3 月 11 日 こ放第 860 号（局長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養うために実施するはまっ子ふれあいスクール事業（以下「事業」という。）についての補助金を交付することにより、事業の対象となる児童の健全な育成を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「はまっ子ふれあいスクール」とは、前条第 1 項の目的を達成するため横浜市が設置した施設のことをいう。

（補助事業者）

第 3 条 この事業の補助事業者は、はまっ子ふれあいスクール運営委員会のほか、横浜市はまっ子ふれあいスクール運営法人の選定に関する要綱に基づき、こども青少年局長（以下「局長」という。）が選定したはまっ子ふれあいスクール運営法人とする。

（対象児童）

第 4 条 事業の対象者は、原則として、当該小学校に通学している第 1 学年から第 6 学年までの児童であって、はまっ子ふれあいスクールへの参加を希望した児童とする。

（事業の実施）

第 5 条 はまっ子ふれあいスクールは、次に掲げる日を除き、毎日開設しなければならない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日

(3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

2 はまっ子ふれあいスクールは、次の各号に掲げる時間帯において、事業を実施する。

(1) 平日は、授業終了後から午後 7 時まで

(2) 土曜日、長期休業中及び学校休業日は、午前 8 時 30 分または午前 9 時から午後 7 時まで

3 補助事業者は、前 2 項の規定にかかわらず、特別な事情が生じた場合には、事前に局長と協議のうえ、実施日又は実施時間を変更できるものとする。

4 事業の実施場所は、当該小学校内に設置する活動専用室またはそれに準じる場所その他学校施設のほか、公園、市民利用施設等利用可能な施設とする。

5 事業においては、次の活動を行うものとする。

(1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定

- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通じて自主性、社会性、創造性を養うこと
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と児童の家庭との日常的な連絡及び情報交換
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) 保護者との連携による親子参加活動
- (7) 地域の子育て支援に関する活動
- (8) その他児童の健全育成上必要な活動

(スタッフの配置)

第6条 補助事業者は、前条第5項に掲げる活動を円滑に実施するとともに参加児童の安全を確保するため、原則として1つの活動場所には1名以上のスタッフを配置することとし、児童が1名以上参加している時間帯には、別表1に定めるスタッフ最低配置基準を遵守するものとする。

(研 修)

第7条 補助事業者は、第5条第5項に掲げる活動を円滑かつ安全に実施するため、常勤チーフパートナー及び非常勤アシスタントパートナーに対し、障害児の対応をはじめとする活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施しなければならない。

- 2 補助事業者は、横浜市が指定する会議や研修等に常勤チーフパートナー又は非常勤アシスタントパートナーを参加させなければならない。

(安全管理)

第8条 補助事業者は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理についての対応マニュアルを作成するとともに、事故等発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、はまっ子ふれあいスクールにおいて事故等が発生した場合、速やかに局長あて報告するものとする。

(評議会の設置)

第9条 法人の補助事業者は、学校・地域と連携した運営によって質の向上を図るため、学校長、保護者代表、地域代表をもって組織する評議会を設置し、年2回以上開催しなければならない、ものとする。

- 2 評議会は次の事項を協議するものとする。

- (1) はまっ子ふれあいスクールの運営状況に関すること
- (2) 学校・地域との連携に関すること
- (3) 保護者からの意見、要望等の調整に関すること
- (4) その他事業の安全かつ円滑な運営に関すること

(保護者会の設置)

第10条 補助事業者は、保護者と協働して事業を実施するため、はまっ子ふれあいスクールに参加する児童の保護者をもって組織する保護者会を設置し、年2回以上開催しなければならないものとする。

(費用徴収)

第11条 補助事業者は、あらかじめ参加児童の保護者の同意を得たうえで、参加料、おやつ代及び特別な行事や教材に係る費用等について、参加児童の保護者に相当額を負担させることができる。なお、費用負担のうち参加料については、原則として別表2に定める金額を負担させることとする。

2 補助事業者は、はまっ子ふれあいスクールに参加を希望する児童の保護者に対し、横浜市が定める傷害見舞金制度負担金を事前に負担させるものとする。

(補助対象期間)

第12条 事業の補助対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、新規開設または閉鎖するはまっ子ふれあいスクールについては、始期または終期を変更することができるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第13条 補助金額は、基本補助、加算補助で構成するものとし、別表3に規定する基準に基づき、横浜市の予算の範囲内で交付する。

2 基本補助金額の補助対象となる経費は、チーフパートナー及びアシスタントパートナー人件費、労働保険料、社会保険料、定期健康診断料、勤労者福祉共済掛金、社会保険労務士報酬費、事務費及び管理運営費とする。

3 加算補助とは、昼間規模別加算補助、夜間規模別加算補助、土曜日加算補助、障害児受入加算補助、保護者負担減免額相当補助、特色ある活動補助、活動場所確保補助及びその他局長が特に必要と認めた場合の補助から構成するものとする。

(補助金額の算定)

第14条 補助金額は、補助金額と補助対象経費に係る実支出額とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 算定した補助金額に百円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金額の算定については、次に定めるところによる。

(1) 補助金額については、原則として、別表3に記載の方法で算定するものとする。

(2) 年度の途中において、新規に開設または閉鎖するはまっ子ふれあいスクールの補助金については、開設期間に応じ、別に定める月別補助金額の合計額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、局長が特に必要と認める場合は、協議のうえ別表に定める補助金額を変更することができる。

(補助金の交付申請)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、局長が定める期日までに、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）」に次の書類を添付して局長に提出しなければならない。

- (1) 運営概況（第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（第 3 号様式）
- (3) 収支予算書（第 4 号様式）
- (4) 資金計画表（第 5 号様式）
- (5) チーフパートナー・アシスタントパートナー名簿（第 6 号様式）
- (6) 特色ある活動事業計画書（第 7 号様式）

2 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により第 1 号様式への添付を省略させることができる書類は、補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(補助金の交付決定及び通知等)

第 16 条 局長は、前条第 1 項の申請を受理したときはその内容を審査し、適正と認めたときは交付を決定し、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付決定通知書（第 8 号様式）」により、交付決定の通知を行うものとする。

2 補助金規則第 9 条第 1 項の規定による補助金交付申請の取下げの期間は、補助事業者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

(補助金の交付及び交付の時期等)

第 17 条 補助金規則第 17 条の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

2 この補助金の交付は、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。

3 前項の交付の時期及び各期の交付額は、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付決定通知書（第 8 号様式）」において示すところによる。

(補助金の変更)

第 18 条 補助事業者は、前条の定める方法により、補助金の交付を受けた場合には、局長が定める期日までに、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業執行状況報告書（第 9 号様式）」により報告を行わなければならない。

2 前項の報告において、補助金に増額が生じた場合には、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付変更申請書（第 10 号様式）」を局長に提出しなければならない。

3 局長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付変更を決定し、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付変更決定通知書（第 11 号様式）」により、補助事業者に通知し、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。

(事業の実施報告)

第 19 条 補助事業者は、補助対象期間終了日からすみやかに、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業収支報告書（第 12 号様式）」を局長に提出し、事業の精算を行わなければならない。

2 前項の精算において、補助金に余剰が生じた場合には、局長が定める方法により返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第 20 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業費補助金交付額確定通知書」（第 13 号様式）により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助金規則第 25 条の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、「補助金等に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 13 年厚生労働省告示第 239 号）の規定を準用する。

(書類の整備等)

第 22 条 補助事業者は、事業の適正な管理を図るため、児童の利用状況、職員の出勤状況及び事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を備え保管するとともに、証拠書類を整理し、各年度の事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(備品管理等)

第 23 条 はまっ子ふれあいスクールで使用する標準的な備品については、横浜市が調達し貸与するものとする。

なお、補助事業者は、貸与された施設や備品について善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意又は過失により滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、局長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

また、補助事業者の故意又は過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途局長に協議するものとする。

(調査又は報告)

第 24 条 局長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、第 22 条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(個人情報の保護)

第 25 条 補助事業者は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補 則)

第 26 条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別に局長が定める。
- 3 港南区、都筑区、栄区、泉区を所在地とするはまっ子ふれあいスクールについては、第 3 条の「こども青少年局長（以下「局長」という。）」を「はまっ子ふれあいスクールの所在地を所管する区長（以下「区長」という。）」とし、第 26 条の規定を除き「局長」を「区長」とする。また、第 24 条において、「局長」を「局長及び区長」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 3 月 7 日から施行し、平成 18 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 3 月 25 日から施行し、平成 20 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 3 月 27 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 9 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 3 月 11 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第6条)

【昼間】

昼間	参加児童数	最低人員 配置基準
標準	～35人	2人
大規模Ⅰ	36～70人	3人
大規模Ⅱ	71～90人	4人
大規模Ⅲ	91人～	5人

【夜間】

夜間	登録児童数	最低人員 配置基準
標準	～35人	2人
大規模	36人～	3人

※「昼間」とは午後5時までの時間帯を指し、「夜間」とは午後5時から午後7時までの時間帯を指す。

別表2(第11条)

	～午後5時	午後5時～午後7時 (月極参加)	午後5時～午後7時 (一時参加)
市民税所得割 課税世帯	無 料	5,000円／月	800円／日
市民税所得割 非課税世帯		2,500円／月	

別表3(第13条)

項目	金額		補助対象	
基本補助額	1 か所あたり年額	5,500,000 円	チーフパートナー人件費 アシスタントパートナー人件費 労働保険料・社会保険料 定期健康診断料 勤労者福祉共済掛金 社会保険労務士報酬費 事務費・管理運営費	
規模別加算補助額	1 か所あたり年額		* 昼間規模別加算基準 (注2) 昼間大規模Ⅰ：36人以上70人以下 昼間大規模Ⅱ：71人以上90人以下 昼間大規模Ⅲ：91人以上 * 夜間規模別加算基準 (注3) 夜間大規模：36人以上	
	昼間(注1)	大規模Ⅰ		426,000 円
		大規模Ⅱ		852,000 円
夜間(注1)	大規模Ⅲ	1,704,000 円		
土曜日加算補助額	1 日あたり	17,000 円	土曜日を開設した実施日数	
障害児受入加算補助額	1 日あたりの平均参加人数 1 人までごとに年額	368,000 円	特別支援学校または個別支援級に在籍しているなど特別に配慮を要する児童の受け入れにかかる経費(注4)	
保護者負担減免額相当補助額	1 人あたり月額 (注5)	2,500 円	夜間の参加登録を行い、月極参加料を納入している市民税非課税世帯があるはまっ子が対象	
特色ある活動補助額	1 か所あたり年間限度額 (注6)	300,000 円	校外活動、スポーツ大会、工作教室等の特色ある活動の実施にかかる経費(講師謝金等)	
	(1 回あたり限度額)	20,000 円		
活動場所確保補助額	1 か所あたり年間限度額	200,000 円	施設の工事等により、複数の活動場所を確保する必要が生じた場合にかかる経費	
その他局長が特に必要と認めた場合	1 か所あたり年間限度額	500,000 円		

(注1) 「昼間」とは午後5時までの時間帯を指し、「夜間」とは午後5時から午後7時までの時間帯を指す。

(注2) 補助額の算定は、平日の平均参加児童数実績により行い、当年4月から6月の実績による。なお、小数点以下の端数は、切り上げて計算するものとする。

(注3) 補助額の算定は、月極の登録児童数により行い、当年4月から6月の実績による。

(注4) 補助額の算定は、平日の平均参加児童数実績により行い、当年4月から12月の実績による。なお、小数点以下の端数は、切り上げて計算するものとする。

(注5) 補助額の算定は、月極の登録児童数により行い、当年4月から12月の実績による。

(注6) 補助額の算定は、原則として、年度当初に作成する「特色ある活動実施計画書(第7号様式)」に基づくものとする。